

昭26.12.3.

25 昭和26年12月3日 月曜日

官報

第7471号 (16頁)

官報

主要目次	
法 律	正
○未復員者給與法等の一部改 正	二五
○物品税法の一部改正	二六
○日本専売公社法の一部改正	二五
○旧外貨債処理法による借換 済外貨債の証券の一部の有 効化等に関する法律	二五
○日本輸出銀行法の一部改正	二五
○国民金融公庫法の一部改正	二六
○日本国有鉄道法の一部改正	二六
○政令告示	二五
○物品税法施行規則の一部改 正	二五
○各刑務所の拘禁種類を定め る等の告示の一部改正	二五
○旧敵産管理制度施行令により 株式会社セール商会の営業 に関する管理人解任	二五
○運輸審議会の決定(通運事 業経営免許申請について)	二五
○保管事業を行う中小企業協 同組合の事務所変更	二五
○大阪玉造郵便局設置	二五
○世界人権宣言三周年記念人 権強調週間にちなみ特殊通 信日附印使用	二五
○青柳郵便局等に電話通話事 務開始	二五
○鶴泊郵便局等における欧文 電報の取扱廃止	二五
○水底電線を布設し、線路区 域指定(長崎県)	二五

法 律

未復員者給與法等の一部を改正
する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月三日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十六号

未復員者給與法等の一部を改正
する法律

第一條 未復員者給與法(昭和二十二
年法律第二百八十二号)の一部を次の
ようにより改正する。

第八條の二第二項中「前項」を「前
二項」に、同條第三項中「第一項」を
「第一項及び第二項」に改め、同條第
一項の次に次の二項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による
療養を受けている者が同項の期間
を経過する日において、なお、引
き続き療養をするものと認めた
場合においては、その期間の経過
後においても更に三年間その者に
対し、必要な療養を行うことができる。

第八條の十 一 厚生大臣又は都道府
県知事は、療養等の支給に関して
必要があると認めるときは、療養
等の支給を受けようとする者その
他の関係人に對し、必要な報告を
させることができる。

第八條の十一 厚生大臣又は都道府
県知事は、療養等の支給に関して
必要があると認めるときは、その
職員に、療養等の支給に關係ある
こと

る病院又は診療所に立ち入らせ、
診療録その他の帳簿書類を検査さ
せ、又は療養等の支給を受けよう
とする者その他の関係人に対し、
質問させることができる。

前項の規定により立ち入り、檢
査し、又は質問する職員は、その
身分を示す証票を携帶し、且つ、
関係人の請求があつたときは、こ
れを呈示しなければならない。

第一項の権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解釈しては
ならない。

第八條の十三 左の各号の一に該當
する者は、一万円以下の過料に処
する。

第一條の十一の規定による立入
検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又は質問に對して陳述せ
ず、若しくは虚偽の陳述をした
者

二 前條第一項の規定による立入
検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又は質問に對して陳述せ
ず、若しくは虚偽の陳述をした
者

に改める。

四、六〇円	一、六〇円	三、六〇円
-------	-------	-------

四、六〇円	一、六〇円	三、六〇円
-------	-------	-------

四、六〇円	一、六〇円	三、六〇円
-------	-------	-------

附則第四條中「三年」を「三年(第
二條第二項において準用する第八條
の二第二項の規定により療養を受ける
者については、その療養を受ける
ことのできる期間)」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
し、障害一時金に関する部分の規定
は、昭和二十六年四月一日以後に支
給事由の生じたものについて適用す
る。

2 昭和二十六年三月三十一日以前に
支給事由の生じた障害一時金で、こ
の法律施行の際、未だ支給していな
いものは、なお、従前の規定により
支給する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 大橋 武夫
大蔵大臣 池田 勇人
厚生大臣 橋本 龍伍

物品税法の一部を改正する法律
をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月三日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十七号

物品税法の一部を改正する法律
(昭和十五年法律第四十号)

の一部を次のように改定する。

第三條の次に次の二項を加える。

第三條ノ二 第一種又ハ第二種ノ物品
消費ガ之ヲ負担スベキ建前ノモノ
トス

前項ノ物品ノ消費者トハ販売ノ目的
以外ノ為ニ又ハ自己ニ於テ若ハ他ニ

毎日文庫
昭和二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

第一一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	第一二、元傷い軍人の恩給増額に関する請願	第一三、傷い恩給改正に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一四、元傷い軍人および軍属の恩給制度改訂に關する請願(一件)	第一五、地方債に対する制限緩和等の請願	第一六、地方税制等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一七、地方自治権尊重に関する請願	第一八、自治体警察強化に伴う経費の財源付與の請願	第一九、平衡交付金増額等に關する請願(九件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二〇、災害復旧工事費起債等の措置に關する請願	第二一、小樽市の起債わく等増額の請願	第二二、災害復旧工事費起債等に關する請願(九件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二三、狩獵者税を目的税とするの請願	第二四、行政事務再配分等実施促進に關する請願	第二五、合併町村に特別平衡交付金配分の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二六、京都市の都市計画用地買収費起債等に關する請願	第二七、平衡交付金増額および税額減に關する請願	第二七、合併町村に特別平衡交付金配分の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二八、道路事業費起債許可に関する請願	第二九、消防施設費起債に關する請願	第二九、消防施設費起債に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三〇、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願	第三一、野球入場税設定に關する請願	第三〇、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三二、野球入場税設定に關する請願	第三三、地方税法中電気ガス税一部改正に關する請願	第三四、町村議会事務局設置に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三五、五大市の平衡交付金等増額に關する請願	第三六、ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願	第三七、合併町村に特別平衡交付金配分の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三八、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第三九、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第三八、營業用トラックの自動車税額減に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三九、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第四〇、地方財政法中一部改正に關する請願	第四〇、地方財政法中一部改正に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四一、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四二、地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に關する請願	第四一、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四三、中学校建築費起債許可に関する請願	第四四、平衡交付金配分に関する請願	第四三、中学校建築費起債許可に関する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四五、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四五、調整金付送金小切手の整理に関する請願	第四五、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四六、盜難漁船返還に關する請願	第四六、盜難漁船返還に關する請願	第四六、盜難漁船返還に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四七、在外資産の補償等に關する請願	第四七、在外資産の補償等に關する請願	第四七、在外資産の補償等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一一、戦争犠牲者遺族および傷い者の保障に關する請願	第一二、農林漁業資金融通法に基く貸付資金わく増大等の請願	第一一、戦争犠牲者遺族および傷い者の保障に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一三、山梨県下の降ひよう被害農家救済等に關する請願	第一四、開拓道路トーマル殖民地線開さく工事継続施行に関する請願	第一三、山梨県下の降ひよう被害農家救済等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一四、愛知県に家畜衛生試験振興対策に關する請願	第一五、福島県郡路村所在の農場東海支所設置の請願	第一四、開拓道路トーマル殖民地線開さく工事継続施行に関する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一五、北海道新十津川村にかんがい用貯水池設置の請願	第一六、福島県郡路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に關する請願	第一五、福島県郡路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一六、福島県郡路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に從事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願	第一七、農業改良普及事業に從事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願	第一六、福島県郡路村所在の農林省林内放牧試験地施設拡充に從事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一七、福島県中畑村所在の財團法人日本酪農講習所の国當に關する請願	第一八、福島県中畑村にかんがい用貯水池設置の請願	第一七、福島県中畑村所在の財團法人日本酪農講習所の国當に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一八、十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願	第一九、水稲病虫防除費全額国庫負担等に關する請願	第一八、十勝岳山ろく治山事業促進に関する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第一九、土地改良災害復旧両事業費国庫補助増額等に關する請願	第二〇、土地改良事業費及事業に從事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願	第一九、水稲病虫防除費全額国庫負担等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二〇、土地改良災害復旧両事業費国庫補助増額等に關する請願	第二一、農業改良普及事業費等国庫負担等に關する請願	第二〇、土地改良事業費及事業に從事する改良普及員設置に伴う国庫補助増額の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二一、土地改良事業費、災害復旧事業費等国庫補助増額等に關する請願	第二二、農業改良事業費全額国庫負担等に關する請願	第二一、土地改良事業費、災害復旧事業費等国庫補助増額等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二二、砂糖法制定に關する請願	第二三、農林省厚狭千拓東地区工事促進に關する請願	第二二、砂糖法制定に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二三、砂糖法制定に關する請願	第二四、ルース台風災害による農業土木施設復旧費全額国庫負担等に關する請願	第二三、砂糖法制定に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二四、積雪寒冷單作地帯に指定した請願	第二五、農業改良事業促進に關する請願	第二四、積雪寒冷單作地帯に指定した請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二五、蘭仙安定制度に關する請願	第二六、岡山県英田郡外六郡を積雪寒冷單作地帯に指定した請願	第二五、蘭仙安定制度に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二六、鹿児島県の昭和二十六年度供米に關する請願	第二七、開拓者の安定対策確立に關する請願	第二六、鹿児島県の昭和二十六年度供米に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二七、からまつ害虫黒星葉虫駆除に關する請願	第二八、鹿児島県の昭和二十六年度供米に關する請願	第二七、からまつ害虫黒星葉虫駆除に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二八、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願	第二九、からまつ害虫黒星葉虫駆除に關する請願	第二八、積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法実施に伴う予算化促進の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第二九、からまつ害虫黒星葉虫駆除に關する請願	第三〇、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願	第二九、からまつ害虫黒星葉虫駆除に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三〇、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願	第三一、野球入場税設定に關する請願	第三〇、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃等の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三一、野球入場税設定に關する請願	第三二、野球入場税設定に關する請願	第三一、野球入場税設定に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三二、野球入場税設定に關する請願	第三三、地方税法中電気ガス税一部改正に關する請願	第三二、野球入場税設定に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三三、地方税法中電気ガス税一部改正に關する請願	第三四、町村議会事務局設置に關する請願	第三三、地方税法中電気ガス税一部改正に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三四、町村議会事務局設置に關する請願	第三五、五大市の平衡交付金等増額に關する請願	第三四、町村議会事務局設置に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三五、五大市の平衡交付金等増額に關する請願	第三六、ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願	第三五、五大市の平衡交付金等増額に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三六、ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願	第三七、合併町村に特別平衡交付金配分の請願	第三六、ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三七、合併町村に特別平衡交付金配分の請願	第三八、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第三七、合併町村に特別平衡交付金配分の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三八、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第三九、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第三八、營業用トラックの自動車税額減に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第三九、營業用トラックの自動車税額減に關する請願	第四〇、地方財政法中一部改正に關する請願	第三九、營業用トラックの自動車税額減に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四〇、地方財政法中一部改正に關する請願	第四一、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四〇、地方財政法中一部改正に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四一、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四二、地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に關する請願	第四一、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四二、地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に關する請願	第四三、中学校建築費起債許可に関する請願	第四二、地方財政平衡交付金法第十二條中一部改正に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四三、中学校建築費起債許可に関する請願	第四四、平衡交付金配分に関する請願	第四三、中学校建築費起債許可に関する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四四、平衡交付金配分に関する請願	第四五、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四四、平衡交付金配分に関する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四五、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)	第四六、盜難漁船返還に關する請願	第四五、自動車税引上げ反対に關する請願(一件)
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四六、盜難漁船返還に關する請願	第四七、在外資産の補償等に關する請願	第四六、盜難漁船返還に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四七、在外資産の補償等に關する請願	第四八、南洋群島グリニッヂ島りん鉱探掘促進に關する請願	第四七、在外資産の補償等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四八、南洋群島グリニッヂ島りん鉱探掘促進に關する請願	第四九、台湾引揚者の接收財産返還に關する請願	第四八、南洋群島グリニッヂ島りん鉱探掘促進に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第四九、台湾引揚者の接收財産返還に關する請願	第五〇、オーストラリアマヌス島戰犯者の内地送還に關する請願	第四九、台湾引揚者の接收財産返還に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五〇、オーストラリアマヌス島戰犯者の内地送還に關する請願	第五一、戰犯者の助命等に關する請願	第五〇、オーストラリアマヌス島戰犯者の内地送還に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五一、戰犯者の助命等に關する請願	第五二、講和後における接收地の処理問題の請願	第五一、戰犯者の助命等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五二、講和後における接收地の処理問題の請願	第五三、在海外資産の補償に關する請願	第五二、講和後における接收地の処理問題の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五三、在海外資産の補償に關する請願	第五四、全戰犯被拘禁者赦免の外	第五三、在海外資産の補償に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五四、全戰犯被拘禁者赦免の外	第五五、千島列島の日本復帰に關する請願	第五四、全戰犯被拘禁者赦免の外
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五五、千島列島の日本復帰に關する請願	第五六、奄美大島諸島の日本完全復帰等に關する請願	第五五、千島列島の日本復帰に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五六、奄美大島諸島の日本完全復帰等に關する請願	第五七、戦犯被拘禁者救助の外	第五六、奄美大島諸島の日本完全復帰等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五七、戦犯被拘禁者救助の外	第五八、社会福祉関係行政費全額国庫負担等に關する請願	第五七、戦犯被拘禁者救助の外
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五八、社会福祉関係行政費全額国庫負担等に關する請願	第五九、社会福祉司制度廃止反対に關する請願	第五八、社会福祉司制度廃止反対に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第五九、社会福祉司制度廃止反対に關する請願	第六〇、兒童福祉法による措置費国庫負担等に關する請願	第五九、社会福祉司制度廃止反対に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六〇、兒童福祉法による措置費国庫負担等に關する請願	第六一、結核子防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担等に關する請願	第六〇、兒童福祉法による措置費国庫負担等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六一、結核子防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担等に關する請願	第六二、上下水道施設費国庫負担等に關する請願	第六一、結核子防法に基く健康診断および予防接種費全額国庫負担等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六二、上下水道施設費国庫負担等に關する請願	第六三、未亡人援護対策確立に關する請願	第六二、上下水道施設費国庫負担等に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六三、未亡人援護対策確立に關する請願	第六四、生活保護法による生業資金貸付金増額等の請願	第六三、未亡人援護対策確立に關する請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六四、生活保護法による生業資金貸付金増額等の請願	第六五、結核子防法による措置費国庫負担等に關する請願	第六四、生活保護法による生業資金貸付金増額等の請願
(委員長報告)	(委員長報告)	(委員長報告)
第六五、結核子防法による措置費国庫負担等に關する請願	第六六、上下水道施設費国	

37 昭和 26 年 12 月 3 日 月曜日 官 韓

第7471号

官 庁 事 項	
○内閣	○内閣
●退官 最高裁判所判事長谷川太一郎は裁判所法第五十條に依り昭和二十六年十一月三十日退官となつた。	昭和二十六年十二月三日 大阪法務局八尾出張所
○日本国有鉄道 公共企業体事項	○日本国有鉄道
●日本国有鉄道公示第316号 第三〇七 水産庁漁港課存置に関する陳情 (委員長報告)	第三〇八 漁港整備および災害復旧両事業費等国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
第三〇九 長崎県対馬特定地域漁港整備計画追加に関する陳情 (委員長報告)	第三〇九 土地改良事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
第三一〇 マツカーサー・ライン撤廃に関する陳情 (委員長報告)	第三一〇 土地改良事業費等国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
第三一一 漁業用重油価格引下げに関する陳情 (委員長報告)	第三一一 漁港修築費予算増額等に関する陳情 (委員長報告)
第三一二 漁港修築費予算増額等に関する陳情 (委員長報告)	第三一二 漁港修築費予算増額等に関する陳情 (委員長報告)
第三一三 米極東海軍演習区域設定に関する陳情 (委員長報告)	第三一三 米極東海軍演習区域設定に関する陳情 (委員長報告)
第三一四 膜月漁港整備に関する陳情 (委員長報告)	第三一四 膜月漁港整備に関する陳情 (委員長報告)
第三一五 漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情 (委員長報告)	第三一五 漁船保険法による漁船保険制度改革の陳情 (委員長報告)
第三一六 中小企業等協同組合法廃止または改正に関する陳情 (委員長報告)	第三一六 中小企業等協同組合法廃止または改正に関する陳情 (委員長報告)
第三一七 亞炭採掘による被害復旧工事費国庫補助の陳情 (委員長報告)	第三一七 亞炭採掘による被害復旧工事費国庫補助の陳情 (委員長報告)
第三一八 静岡県清水通商事務所存置に関する陳情 (委員長報告)	第三一八 静岡県清水通商事務所存置に関する陳情 (委員長報告)
第三一九 未復員者給與法適用期間延長等に関する陳情 (委員長報告)	第三一九 未復員者給與法適用期間延長等に関する陳情 (委員長報告)
○工場財團 法務府公告	○工場財團 法務府公告
東京都中央区銀座七丁目一番地朝日麦酒株式会社より東京都墨田区吾妻橋一丁目二十五番地所在の同会社吾妻橋工場に属する工作物及び機械器具につき新に財團に属すべきものとして目録記載変更登記の申請があつたので右動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。	東京都台東区上野桜木町二番地千歳鉱山株式会社から千歳郡千歳町美笛番外地所在の千歳鉱山株式会社美笛鉱業所に属する土地建物、工作物、鉱業権並びに機械器具等に対し鉱業財團組成のため所有権保存登記の申請があつた右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。
但し、工場財團に属すべきものとされたから右財團に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。	但し、鉱業財團に属すべきものとされたから右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。
目録は当庁に備え付けてあり、関係者の閲覧に供する。	目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十六年十二月三日 東京法務局墨田出張所	昭和二十六年十二月三日 札幌法務局恵庭出張所
○内閣 ○内閣	○相続財産管理人選任
●昭和二十六年(家)第一一六六号 本籍 長崎県西彼杵郡香焼村一 住所 ○二番地	●昭和二十六年(家)第一一六六号 本籍 長崎県西彼杵郡香焼村一 住所 ○二番地
八尾市大字竹淵五十五番地龍華紡績株式会社より八尾市大字竹淵五十五番地龍華紡績株式会社(工場)に属する土地建物工作物及機械器具等に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請ありたるに依り右財團に属する動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其権利を当庁に	出生の場所 右に同じ 申立人 小宮重吉 本籍 八番地 長崎県西彼杵郡香焼村一七〇
37 昭和26年12月3日	

第五十一回 決算公告

仕部掛品四五六七八九

未現
経過勘定金

昭和二十二年一月二十一日
東京都千代田区丸の内一の二
泉不動産株式会社

合計三一六〇四二三
負債の部

卷之三

